

○茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令

平成11年3月30日

本部訓令第7号

〔沿革〕平成15年3月本部訓令第7号、5月第13号、16年4月第7号、18年3月第14号、20年7月第8号、27年4月第11号、31年3月第4号、令和4年3月第4号、5年3月第5号改正

茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 生活安全部人身安全少年課にサポートセンターを置く。

2 サポートセンターの活動拠点を水戸市柵町に置く。

(業務)

第3条 サポートセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 少年相談の受理及びその処理
- (2) 保護者等から支援の依頼を受けた少年問題の解決、被害少年の精神的ダメージの早期回復のため、当該保護者等及び少年に対する継続的かつ専門的な指導及び助言（以下「サポート活動」という。）
- (3) 少年法（昭和23年法律第168号）第6条の2第3項に規定する警察職員が行う触法少年に係る事件の調査及びぐ犯少年に係る事件の調査
- (4) 不良行為少年の発見及び犯罪被害少年の保護活動
- (5) 少年の薬物乱用を防止するための活動
- (6) その他少年の非行防止及び健全育成のための、地域、学校及び家庭への情報提供

(構成)

第4条 サポートセンターは、サポートセンター長及びサポートセンター員をもって構成する。

(サポートセンター長)

第5条 サポートセンター長は、生活安全部人身安全少年課理事官をもって充てる。

2 サポートセンター長は、サポートセンターの業務を掌理するものとする。

(サポートセンター員)

第6条 サポートセンター員は、少年補導職員（少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が指名した者をいう。）及び生活安全部人身安全少年課長が少年警察活動に必要な知識及び技能を有する所属の警察官のうちから指名した者をもって充てる。

(サポートアドバイザー)

第7条 本部長は、サポートセンターの業務を効率的に推進するため、茨城県警察サポートアドバイザー（以下「サポートアドバイザー」という。）を委嘱するものとする。

(サポートセンター員等の任務)

第8条 サポートセンター員は、上司の命を受け、サポートセンターの業務に当たるものとする。

2 サポートアドバイザーは、サポート活動に関し専門的な見地から助言等を行うものとする。

(サポートアドバイザーの委嘱等)

第9条 サポートアドバイザーは、児童心理学等の専門的知識を有し、かつ、サポート活動に理解を有する者のうちから本部長が委嘱するものとする。

2 サポートアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 本部長は、サポートアドバイザーがその要件を欠くに至ったとき、又はサポートアドバイザーたるにふさわしくない行為をしたときは、これを解職するものとする。

(保秘の徹底)

第10条 サポートアドバイザー又はサポートアドバイザーであった者は、その業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(警察署長の措置)

第11条 警察署長は、少年警察活動の過程で保護者に接する機会があった場合において、当該保護者が希望するときは、サポートセンターに連絡するとともに、保護者が少年補導職員に面接できるように配慮するものとする。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年3月13日本部訓令第7号）

この訓令は、平成15年3月19日から施行する。

附 則 （平成15年5月19日本部訓令第13号）

この訓令は、平成15年5月19日から施行する。

附 則 (平成16年4月15日本部訓令第7号)

この訓令は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日本部訓令第14号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月14日本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月28日本部訓令第11号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年5月15日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令の施行の際現に改正前の茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令第7条の規定により委嘱された地区サポーター又はサポートアドバイザーは、改正後の茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令第7条の規定により委嘱された茨城県警察地区サポーター又は茨城県警察サポートアドバイザーとみなす。

附 則 (平成31年3月1日本部訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日本部訓令第4号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日本部訓令第5号)

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。